# 児童手当のお手続きはお済みですか?

~10月より児童手当が新しくなりました~

令和6年10月分より、児童手当の制度が変わりました。手続きが必要な方は必要書類をご準備のうえ、健 康こども課窓口に申請してください。

令和7年3月31日例までに申請した場合、令和6年10月分からの児童手当をさかのぼって支給します。 令和7年4月1日(以以降の申請では、申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

#### <申請が必要な方>

- ・0歳~高校生年代(※1)までの児童を養育している方(18歳到達後の最初の年度末まで)
- \*前回支給(令和6年12月9日)の児童手当を受給している場合は申請不要です。

#### <追加申請が必要な方>

- ・子どもが3人以上いて、0歳~高校生年代(※1)までの児童以外に、大学生年代(※2)の子どもが居る場合。
  - (※1) 平成18年4月2日~平成21年4月1日生まれ(就学、就労不問)
  - (※2) 平成14年4月2日~平成18年4月1日生まれ(

制度改正の詳しい内容は、町ホームページをご確認ください。

問合せ 健康こども課 子育て支援担当 ☎66·3111 内線134

まだ 間に合います!

## 子宮頸がん (HPV) ワクチン予防接種!

過去の積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した方及び高校1年生相当の方を対象とした無料の子宮頸 がんワクチン予防接種については、令和7年3月31日までとされておりました。

しかし、急激にワクチンの需要が高まり、ワクチンの供給不足が生じたこと等により、**次の条件を全て満た す方**は残りの2回日、3回目について無料接種期間が1年間延長されます。

全3回の接種には約6か月かかりますが、これから1回目を接種しても間に合いますので、希望される方は お早めに接種開始をご検討ください。

対象者: 平成9年4月2日~平成21年4月1日生まれの女性

**件**: ①令和4年4月1日~令和7年3月31日の期間中に子宮頸がんワクチンを**1回以上**接種

していること

②全3回の子宮頸がんワクチン予防接種を終えていないこと

接種期間:令和8年3月31日まで

※年度末は接種希望者の増加により、医療機関の予約が取りにくくなることが予想されます。

※医療機関へ予約される前に、必ず接種歴をご自身の母子健康手帳等で確認してください。

問合せ 健康こども課 健康づくり担当 ☎66・3111 内線132、133

### 旧優生保護法に基づく優生手術などを受けた方へ 国から補償金等が支給されます

第 昭和23年9月11日から平成8年9月25日の間に優生手術(子どもができなくなる手術)等を 対 受けた方又は人工妊娠中絶を受けた方

> ※母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術など を受けた方を除きます。

請求期限 令和12年1月16日

	優生手術等補償金		中絶手術一時金
支給額 ※一部併給調整有	本人 一律1500万円	特定配偶者 一律500万円	本人 一律200万円
令和7年1月17日 から受付開始			本人のみが対象 となります。

	優生手術等一時金
支 給 額	本人 一律320万円
請求受付中	本人のみが対象となります。

問合せ 埼玉県庁 旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

**☎**048⋅831⋅2777 **33**048⋅830⋅4804 午前9時~午後5時 ※土日祝を除きます。